

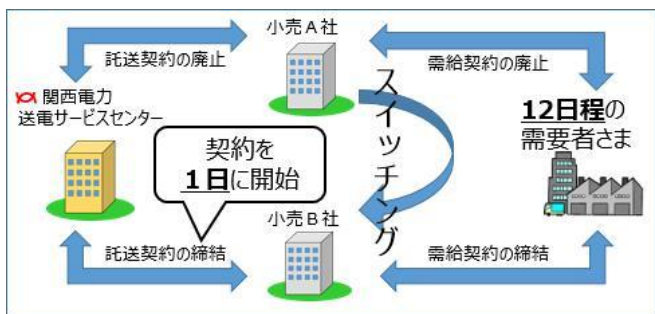
お知らせとお願い

関西電力圏内におきまして、平成30年10月以降、高圧（受電電圧6kV）のお客さまの供給者変更（スイッチング）のルールが以下のとおり変更となります。これに伴い新たな小売事業者さまとの電気需給契約期間設定の際にご留意していただく必要がございます。お客さまにはご不便をお掛け致しますが何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

○ 小売電気事業者さまからの託送契約申込ルールの変更について

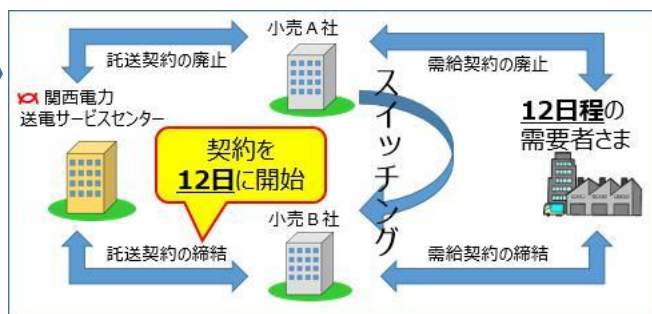
【平成30年9月までお申込み分】

**A社→B社へ供給者変更
毎月1日付け**



【平成30年10月以降お申込み分】

**A社→B社へ供給者変更
毎月の計量日付け**



○ 計量日の確認方法について

お客さまにお知らせされている供給地点特定番号のうち、4・5桁目が計量日を示しております。「01」ならば毎月1日、「24」ならば毎月24日となります。

固定			日程																			
0	6	1	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	3	0	0	0	0

※ 各小売事業者さまからの請求書等をご確認ください。

○ 小売電気事業者さまとの需給契約期間について

ご契約開始月の計量日からご契約満了月の計量日の前日までの期間をご設定いただきますようお願い申し上げます。

例：12日程のお客さまでご契約開始月が4月の場合

需給契約期間 2019年4月12日 ～ 2020年4月11日

2019年4月の計量日から翌年同月の計量日の前日まで など

本件に関するお問合せ先

関西電力 送電サービスセンター：06-7501-0695